

岬町強靱化地域計画

令和2年6月

令和3年10月（一部修正）



岬町

目 次

はじめに.....	5
第1章 町の特性.....	1
1 地域特性.....	1
(1) 自 然.....	1
(2) 社 会.....	1
2 災害想定.....	2
(1) 地震・津波.....	2
(2) 風水害等.....	6
3 町の対応と住民意識調査結果の概要.....	7
第2章 基本的な考え方.....	9
1 国土強靱化の流れと町が取り組む意義.....	9
2 基本的な方針.....	10
(1) 計画の位置づけ.....	10
(2) めざすべき町の姿.....	10
(3) 基本目標.....	11
(4) 対象とする災害（リスク）.....	11
(5) 事前に備えるべき目標.....	11
(6) 計画期間.....	12
(7) 施策の推進とPDCAサイクル.....	12
(8) 計画の見直し.....	13
第3章 脆弱性評価.....	14
1 評価の枠組みと手順.....	14
2 評価の実施.....	16

第4章 具体的な取組みの推進.....	17
1 概 要.....	17
(1) 強靱化に関する施策の分野.....	17
(2) 施策の重点化.....	18
2 具体的な取組み（個別施策分野の推進方針）.....	19
3 具体的な取組み（横断的施策分野の推進方針）.....	37
【別紙1】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果.....	43
【別紙2】個別事業一覧（具体的な取組み）.....	72

はじめに

近年のゲリラ豪雨や巨大化傾向にある台風、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震等の巨大地震に対する備えとして、都市防災機能の強化や防災体制の確立、町民の防災意識と防災行動力の向上が必要となっています。

また、人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、災害はどこでも起こりうるとの認識のもと、安全・安心な地域づくりは、最も重要な課題の一つといえます。

本町においても、今後30年以内の発生確率が70%~80%といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる各種災害等に対して、町民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる、「強さ」と「しなやかさ」を持った町の構築を図るため、あらゆる事態を想定して、町が抱えているリスクを分析し、平常時より備えておく必要があります。

強靱化の取組みにおいては、町民一人ひとりの主体的な取組みが必要であることから、過去の災害による教訓を忘れることなく、強靱なまちづくりに向け、町民と共に取り組んでいきます。



第1章 町の特性

1 地域特性

(1) 自然

① 位置等

本町は、大阪府の最南端に位置し、町域は東西約 10km、南北約 6 km の広がりを持ち、面積は 49.18 km²で、北は大阪湾に面し、東南は和泉山脈によって和歌山県に接し、東は阪南市と接しており、全体の約 80%が山地である。

西北部は和泉平野の一部をなしているが、その平野部の範囲は狭く、東南部は和泉山脈が南西から東北に連なり、全面積の約 80%が山地で平野に乏しい。

河川は、和泉山脈に源を発し大阪湾に注いでいる。淡輪には番川、深日・孝子に大川があり、多奈川には西川及び東川がある。

② 気候

気候は、四季を通じて温和で、雨量の少ない瀬戸内式気候区に属し、年平均気温は 15.6℃、年間降水量は約 1,260mm で、3月から6月の春雨や梅雨時、9月の台風時に集中して降る傾向がある。

(2) 社会

① 人口等

令和 2 年（2020 年）3 月 1 日現在の人口は 15,620 人、世帯数は 7,648 世帯であり、平成 27 年度の国勢調査での人口は 15,947 人、世帯数は 6,394 世帯である。昭和 53 年（1978 年）をピークに人口は漸減傾向にあるが、世帯数は増加しており、高齢夫婦世帯や高齢単身者世帯など、災害時での支援が必要となる世帯が増加している。

② 交通

交通は、南海電鉄本線が南北に通じ、みさき公園駅より多奈川線が分れ、多奈川駅に至っている。

また、主要道路として国道 26 号が南北に通じており、孝子峠を経て和歌山県に通じるほか、深日中央交差点より府道岬加太港線が多奈川小島を経て和歌山県に通じている。

③ 土地利用

本町の既成市街地は、概ね漁港周辺の旧集落地と、丘陵部の新興住宅地に分けられ、旧集落地は木造等の老朽家屋が多く、狭あい道路も多い住商工混在地となっている。

2 災害想定

(1) 地震・津波

① 地震被害想定

大阪府は、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定しており、岬町における被害の想定は、以下に示すとおりである。

岬町における被害の想定（大阪府実施）

想定地震 項目		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
	全壊棟数	1棟	0棟	881棟	33棟
	半壊棟数	2棟	2棟	1,125棟	66棟
	建物被害 計	3棟	2棟	2,006棟	99棟
	炎上出火件数	0(0)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件
	死者	0人	0人	5人	0人
	負傷者	0人	0人	198人	12人
	罹災者数	8人	5人	4,488人	223人
	避難所生活者数	3人	2人	1,302人	65人
	停電	0軒	0軒	337軒	0軒
	ガス供給停止	0千戸	0千戸	1千戸	0千戸
	水道断水	0.0万人	0.0万人	1.1万人	0.1万人
	電話不通	13加入者	13加入者	1,715加入者	13加入者

※ 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

罹災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

※ 岬町において生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震による被害は想定されないため除いている。

② 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

岬町における被害想定は、以下に示すとおりである。

最大震度	浸水面積※ ¹ (ha)	最大津波水位※ ² (T. P. +m)	海面変動影響 開始時間※ ³ (分)	地震発生後 最短到達時間※ ⁴ (分)
6強	69	3.8	26	54

※1 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上、小数点以下第一位を四捨五入、10ha単位

※2 最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示、小数点以下第二位を切上げ

※3 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間

※4 最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間

岬町における建物被害

項目	条件・定義	全壊（棟）	半壊（棟）
総数		620	2,395
液状化		16	70
揺れ		579	1,811
津波		20	509
地震火災	冬・18時 1%超過風速	0	—
急傾斜地		5	5
参考	建物総数	8,545	

岬町における人的被害（冬）

項 目		条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
総 数	早期避難率が低い場合		337	680
	避難が迅速な場合		25	212
揺れ〔建物倒壊〕		冬・18時	25	212
（内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物）			1	24
津 波	早期避難率低	冬・18時	312	468
	（内、堤防沈下等）		0	0
	（内、津波）		312	468
	避難迅速化	冬・18時	0	0
	（内、堤防沈下等） （内、津波）		0 0	0 0
地震火災	冬・18時・1%超過風速		0	0
急傾斜地		冬・18時	0	0
ブロック塀、自動販売機等の転倒、 屋外落下物		冬・18時	0	0

岬町における人的被害（夏：海水浴客等を考慮）

項 目		条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
総 数	早期避難率が低い場合		3,245	576
	避難が迅速な場合		18	191
揺れ〔建物倒壊〕		夏・12時	18	191
（内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物）			0	22
津 波	早期避難率低	夏・12時	3,227	385
	（内、堤防沈下等）		0	0
	（内、津波）		3,227	385
	避難迅速化	夏・12時	0	0
	（内、堤防沈下等） （内、津波）		0 0	0 0
地震火災	夏・12時・1%超過風速		0	0

項目	条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
急傾斜地	夏・12時	0	0
ブロック塀、自動販売機等の転倒、 屋外落下物	夏・12時	0	0

(2) 風水害等

① 集中豪雨等の大雨による災害

河川等の氾濫においては、町域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。

また、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。

（府管理河川：番川、大川、東川、西川）

低地の排水不良による浸水（内水氾濫）では、近年、頻発する1時間降水量が100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、下水道の排水能力（1時間降水量50mm程度）を上回るため、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。

ため池については、大阪府により、公共上および影響の程度を考慮して、水防ため池が定められている。

土砂災害については、大雨による土石流、がけ崩れ、地すべりによる土砂被害が想定される。

大阪府都市整備部が所管する、土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等については、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が大阪府により指定されている。

また、大阪府環境農林水産部が所管する、土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）についても土砂被害を受ける範囲を把握し、上記の土砂災害（特別）警戒区域と同様の対応を講じる必要がある。

種別	所 管	土砂災害の発生源 (土砂災害危険箇所 ・山地災害危険地区)	災害の通称	土砂被害の範囲の想定
土砂災害危険箇所	大阪府 都市整備部	土石流危険溪流	土石流	土砂災害(特別)警戒区域 (府指定)
		急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れ	土砂災害(特別)警戒区域 (府指定)
		地すべり危険箇所	地すべり	土砂災害(特別)警戒区域 (府指定)(現在、未指定)
山地災害危険地区	大阪府 環境農林 水産部	崩壊土砂流出危険地区	土石流	崩壊土砂流出危険地区の 資料より把握
		山腹崩壊危険地区	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区の 資料より把握
		地すべり危険地区	地すべり	地すべり危険地区の 資料より把握

② 台風による被害

台風による被害については、強風による家屋の倒壊、高潮による浸水、土砂災害、ため池の破堤等がある。

3 町の対応と住民意識調査結果の概要

岬町地域防災計画(平成27年3月)では、防災の基本方針において、災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、次の5つを基本方針として、防災対策を推進している。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

また、新たな岬町総合計画策定の基礎資料とするため、令和元年9月～10月にかけて実施された住民アンケート調査結果では、次表のように『重要度（「重要」と「まあ重要」）の合計値』の高い項目において「防災対策の推進」が84.1%で最も高く、次いで「消防・救急体制の充実」が83.8%、「地域保健・医療の推進」が82.7%と続いており、防災関連施策の重要性が示されている。

【住民アンケート調査結果の概要】

満足度の高い項目		重要度の高い項目		
1	消防・救急体制の充実	40.8%	防災対策の推進	84.1%
2	健康づくりの推進	37.9%	消防・救急体制の充実	83.8%
3	道路網の整備	35.7%	地域保健・医療の推進	82.7%
4	下水道の整備	34.6%	防犯対策の促進	82.2%
5	生活環境の充実	34.2%	交通安全対策の推進	79.9%
			下水道の整備	(同率)

第2章 基本的な考え方

1 国土強靱化の流れと町が取組む意義

平成23年3月に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害等に対する、わが国の社会システムがまだまだ脆弱であることが明らかとなった。

また、近年、全国的に1時間降水量50mm以上（非常に激しい雨）や、80mm以上（猛烈な雨）の短時間強雨の観測頻度が増加しており、計画対象降雨を上回る豪雨により、甚大な浸水被害や、山間部における土砂災害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は、平成25年12月、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が閣議決定された。

これを受けて、大阪府は、平成28年3月に大阪府強靱化地域計画（以下「府地域計画」という。）を策定した。

そして、国は、平成30年12月、平成28年熊本地震をはじめ、その後に発生した災害の教訓などを踏まえ、国基本計画の改訂を行った。あわせて、人命を守り、電力、上水道など重要インフラ等の機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を行うこととした。

さらに、国は、令和元年8月、国土強靱化地域計画に基づき、地方自治体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算配分を重点化することとし、地方自治体に国土強靱化地域計画の早期策定を促し、国土強靱化の取組みを一層推進していくことを示した。

大阪府は、国基本計画の改訂、大阪府北部を震源とする地震や平成30年台風第21号などの災害の教訓等を踏まえて、令和2年3月、府地域計画の見直しを行った。

このため、本町においても、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わないだけの強さ」と、被災後も「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」を創出するため、国基本計画や府地域計画の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、防災・減災対策をはじめ、迅速な復旧復興に資する施策を総合的に網羅した岬町強靱化地域計画（以下「本計画」という。）としてとりまとめた。

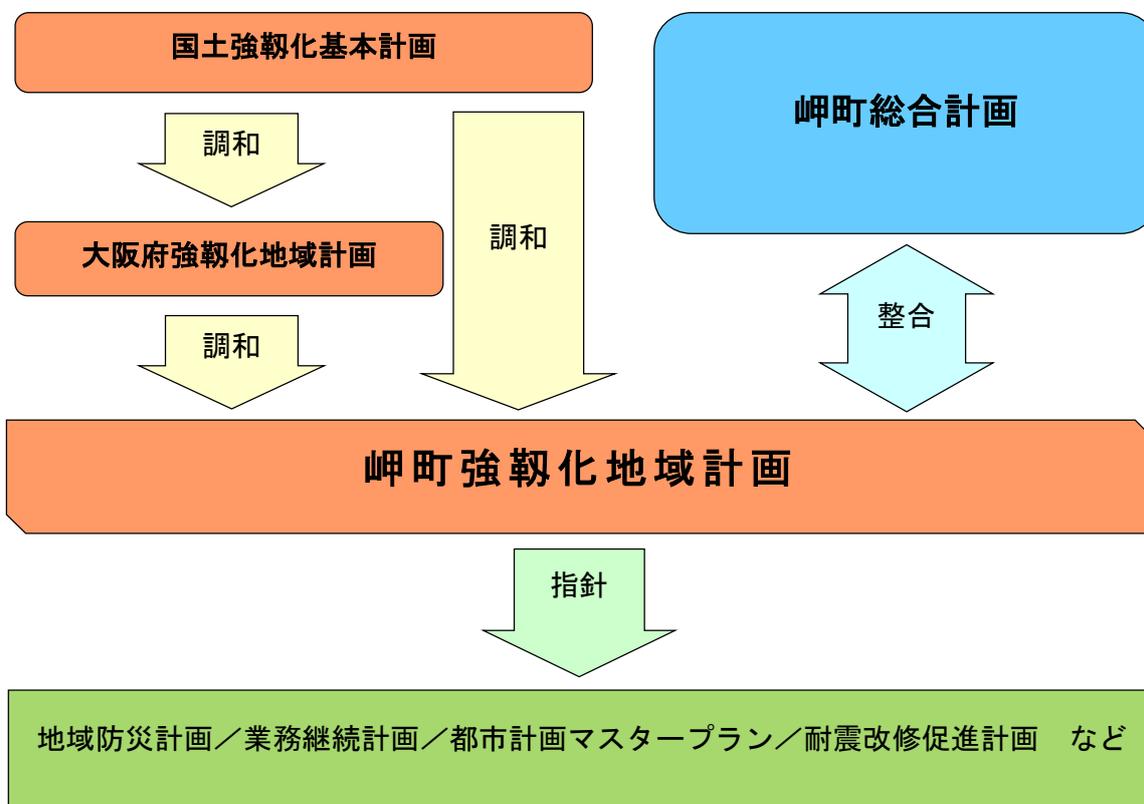
町では、本計画を踏まえ、各部局において関連計画に基づき、個別の取組みを進めること

で、町域の強靱化を図る。

2 基本的な方針

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び府地域計画との調和を図りつつ、町の総合的な指針となる「岬町総合計画」との整合を図り、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。



(2) めざすべき町の姿

本計画では、岬町総合計画における将来像等の実現を国土強靱化の観点（「強く・しなやかな地域を形成する」）から全町をあげて推進する。

(3) 基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように定める。

- | |
|--------------------------------------|
| I 人命の保護が最大限図られること |
| II 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること |
| III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること |
| IV 迅速な復旧・復興を図ること |

(4) 対象とする災害（リスク）

本町が対象とする災害（リスク）は、町民生活・町経済に甚大な影響をおよぼすリスクとして自然災害のほかに大規模事故等によるものが想定されるが、府地域計画と同様に、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、対象とする災害（リスク）を大規模自然災害〔地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕とし、この災害（リスク）により「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

(5) 事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように設定する。

- | |
|--|
| 1. 直接死を最大限防ぐ |
| 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| 3. 必要不可欠な行政機能は確保する |

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2021年度）から令和11年度（2030年度）までの10年間とする。

(7) 施策の推進とPDCAサイクル

① 計画の推進

本町の国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまたがる。

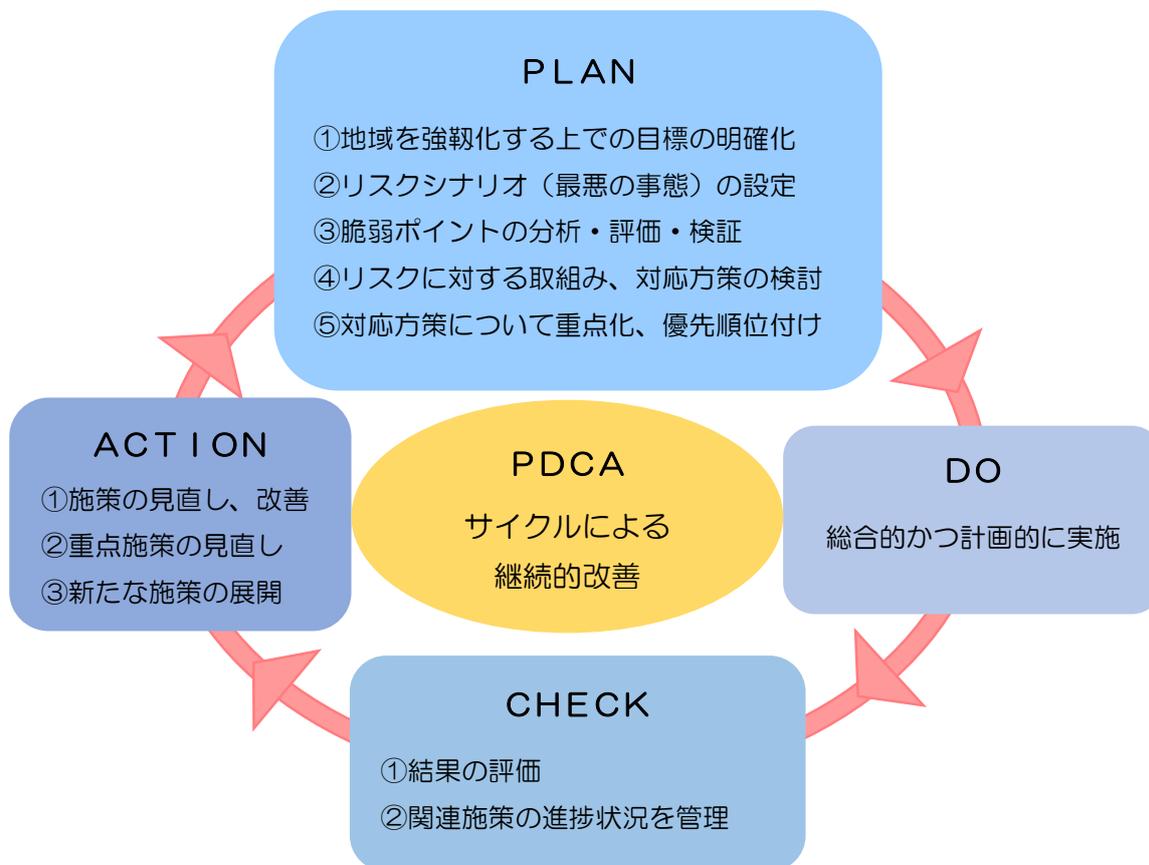
したがって、本計画の推進に当たっては、庁内の全横断的な体制のもと、府をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。

② PDCAサイクル

本町の国土強靱化に向けては、国基本計画及び府地域計画と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行

う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていく。



(8) 計画の見直し

本計画は、町内外における社会経済情勢の変化や、国、府及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案するとともに、町の総合計画や地域防災計画等の見直し等に併せて必要な検討を行い、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組みと手順

第2章に掲げた基本目標と本町の地域特性などを踏まえ、国基本計画及び府地域計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

また、府地域計画を参考に、大規模自然災害〔地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を行った。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電カ・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町、町職員、防災拠点施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	発電所・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

2 評価の実施

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画に位置づけられている施策をベースとし課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。

脆弱性評価の結果は、【別紙1】に記載する。

第4章 具体的な取組みの推進

1 概要

本章では、脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策を抽出し、具体的な取組みを整理する。

また、各施策と関連した事業については、【別紙2】に記載する。

(1) 強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和元年6月、内閣官房国土強靱化推進室）及び府地域計画を踏まえ、脆弱性評価を行うにあたり設定した8の個別施策分野と3の横断的施策分野とする。

これら11の施策分野は、8つの基本目標に照らして必要な対応を取組みとして取りまとめたものである。

それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取組みの推進にあたっては、所管部局を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築し、データや工程管理を共有するなど、取組みの実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

個別施策分野	① 行政機能／消防／防災教育等 ② 住宅・都市 ③ 保健・医療・福祉 ④ 情報・通信 ⑤ 産業（農林商工） ⑥ 交通・物流 ⑦ 国土保全（土地利用） ⑧ 環境・上下水道
横断的施策分野	(A) リスクコミュニケーション (B) 人材育成 (C) 官民連携

(2) 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

国基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして、45のプログラムを設定し、重点化すべき15のプログラムを選定している。

本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国基本計画における重点化すべきプログラムを参考にするとともに、過去の災害経験や地域特性、社会情勢や環境の変化（地域防災力の低下、インフラの老朽化、気候変動など）、緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性など）を勘案し、15の重点化プログラムを選定した。

【重点化プログラム】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町、町職員、防災拠点施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		7-4	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 具体的な取組み（個別施策分野の推進方針）

※「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の重点化プログラムには《重点化P》を記載

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 民間住宅・建築物の耐震化の促進 《重点化P》

- ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「岬町耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画、平成28年～平成37年）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。
- ・空き家所有者が、地震発生時における危険性などを理解し、適正な管理が進められるよう、大阪府とも連携し啓発を進める。
- ・利活用が可能な空き家については、本町空き家バンク制度等の周知により利活用を促進する。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅市街地総合整備事業等を推進する。

○ 町有建築物の耐震化 《重点化P》

- ・岬町庁舎整備基本計画の策定及び策定された基本計画に基づき、本庁舎の建替え又は耐震改修の是非を判断する。
- ・岬町立淡輪老人福祉センター及び岬町立憩いの家（12箇所）は、耐震改修促進法における耐震診断の対象施設ではないが、地域の高齢者が集合する性質の施設であることから、町の耐震改修計画等において示す耐震化への取組みに基づき、施設ごとに評価を行い、耐震化を実施する。

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 学校、保育所等の耐震化 《重点化P》

- ・既存の児童福祉施設は耐震化が完了していることから、今後は老朽化への対応（長寿命化）を踏まえた取組みを推進する。
- ・既存の小中学校及び幼稚園は耐震化が完了していることから、今後は老朽化への対応（長寿命化）を踏まえた取組みを推進する。

○ 消防用水の確保対策

地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを推進する。

- ・耐震性防火水槽の整備
- ・ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取組むための防災協定締結の検討

○ 消防団の機能強化

- ・消防団の機能強化を図るため消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保装備の充実強化を推進する。
- ・消防団活動の広報や、消防団に対する町民理解の促進、住民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。
- ・今後、より大きな役割が期待される女性消防団への加入に向け、組織の充実を図る。

○ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上

- ・本町及び泉州南消防組合は、消防署庁舎の施設設備の整備及び、消防車両や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。

○ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達 《重点化P》

- ・内閣府及び消防庁においては平成28年度に「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、迅速な避難行動に結びつくよう「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」が「避難指示（緊急）」へと名称が変更されたことを踏まえ、本町の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルについても最新の知見を反映できるよう見直しを行う。
- ・避難勧告等に関する情報を迅速・的確に住民等へと伝達するため、防災行政無線（同報系）のデジタル運用に向けた整備を推進する。

○ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進 《重点化P》

- ・津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波避難計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 沿岸漁村地域における防災対策 《重点化P》

- ・沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽の整備を図る。
- ・一時避難地を活用した避難訓練を実施する。

○ 船舶の津波対策の促進 《重点化P》

- ・大阪府と連携して、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめたガイドラインについて、民間事業者等への周知を図ると共に、事業者によるマニュアル策定への支援等を図る。
- ・大阪府及び関係機関、民間事業者と連携した訓練に参画する。

○ 長期湛水の早期解消に向けた対策 《重点化P》

- ・大阪府及び関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。

○ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達 《重点化P》

- ・避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルは、最新の知見を反映できるよう見直しを行う。
- ・避難勧告等に関する情報を、迅速・的確に住民等へと伝達するため、防災行政無線（同報系）のデジタル化に伴う再整備を推進する。
- ・高齢者世帯などに的確に「避難準備・高齢者等避難開始」に関する情報が的確に伝わるよう、戸別受信機の設置等を検討する。

○ 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の対策 《重点化P》

- ・被災者支援に資するよう大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき、必要備蓄量の目標設定と備蓄品の充実、備蓄倉庫の整備を進めるとともに、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結等を推進する。

○ 道路防災対策（山間部の法面对策等）

- ・山間部の道路において、豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策を推進する。
- ・消防力強化に向けた効果的な救助救出活動のために必要な装備を充実する。

○ 大規模災害時における受援力の向上 《重点化P》

- ・山間部及び平野部に、上空から視認できるヘリサインの整備を推進する。

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保 《重点化P》

- ・広域避難地の検証を行い、場所の確保を行う。
- ・後方支援活動拠点は、被害想定に基づく大阪府の全体配置のあり方を検証し、場所の確保を行う。
- ・国、大阪府の南海トラフ地震に係る計画等を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画を検討する。

○ 緊急消防援助隊の受入れ体制の強化等 《重点化P》

- ・災害発生後における町民の救出救助活動の体制を強化するため、全国からの緊急消防援助隊について、国や大阪府との密接な連携により、その受入体制を確立する。
- ・ハイパーレスキュー隊について、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図られるよう、国や大阪府に強く求める。

○ 救出救助活動体制の充実・強化 《重点化P》

- ・災害発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を行える体制を整備する。

○ 帰宅困難者対策

- ・主要事業所等における「帰宅困難者対策マニュアル」等の作成を啓発し、必要に応じ支援を行う。
- ・大阪府が策定した「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン（平成30年9月）」の周知を行う。

○ 避難所の確保と運営体制の確立 《重点化P》

- ・災害発生後において、被災者の避難生活を支援するため、避難者等の発生規模、指定避難所の施設設備等の老朽化、受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保する。

○ 福祉避難所の確保 《重点化P》

- ・要配慮者の避難生活を支援するため、福祉関係事業者等との協定締結をさらに推進する。
- ・大阪府と連携し、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。
- ・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。
- ・町立淡輪老人福祉センターは、施設の現状を維持するとともに、福祉避難所の開設時の対応については、福祉課と危機管理担当が緊密に連携し、避難者の受け入れ体制の確保を図る。

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 避難所（体育館）の環境整備 《重点化P》

- ・避難所の生活環境や避難者の健康状態を良好に保つため、災害時に避難所として開設される小中学校の体育館への空調機器の設置を推進する。

○ メディアとの連携強化 《重点化P》

- ・災害発生時には、大阪府と連携して防災情報を迅速かつ的確に収集し、町民に正確に伝える事ができるよう、平常時よりメディアとの連携体制の充実強化を図る。

○ 復興計画策定の手順 《重点化P》

- ・大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルを踏まえ、マニュアルの作成を検討する。

○ 業務継続計画の改訂と運用 《重点化P》

- ・業務継続計画は、災害に関する最新知見なども踏まえて適宜見直しを実施し、災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続体制の充実を図る。

○ 市町村間の相互応援体制 《重点化P》

- ・大規模災害時において、泉州地域災害時相互応援協定に基づく相互応援が円滑に行われ、救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、市町村間の連携を強化する。

○ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策 《重点化P》

- ・災害発生後に、迅速かつ確かな応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。

○ 発災後の緊急時における財務処理体制 《重点化P》

- ・地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや伝送システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による会計処理が行える体制を確保する。
- ・口座振込をはじめ、データ伝送分に対しても同様の処理が可能であることを振込依頼のある担当課に周知する。

○ 防災情報の収集・伝達

- ・地震発生時には大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が困難になることが想定されるため、大阪府防災行政無線の活用、防災情報システムの的確な運用により、被害状況の把握等において、継続して防災情報の収集・伝達体制を確保する。
- ・必要に応じ、災害対策本部において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う。
- ・おおさか防災ネットの活用、SNS等により町民等から収集した情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 町民の防災意識の向上 《重点化P》

- ・災害発生時に町民一人ひとりが自らの命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で、地域の「共助」による防災訓練等を実施する。
- ・防災訓練や講習会を通じて防災意識の啓発に努めるとともに、地域防災マップの配付やホームページ等による情報提供を行う。

○ 「逃げる」ための防災訓練等の実施、大阪880万人訓練の充実 《重点化P》

- ・地震発生時に、町民が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・大阪府や防災関係機関等と連携し、防災訓練を充実する。
- ・「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。

○ 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 《重点化P》

- ・今後も引き続き、児童・生徒等が自ら命を守る行動を取ることができるよう、自然災害を想定した避難訓練を実施する。

○ 災害時の町民への広報対策 《重点化P》

- ・地震や台風等の災害発生時に緊急情報を発信するため、ホームページやSNS等の情報伝達手段の充実を図る。
- ・ホームページ等の確実な保守を図り、安定的な運用を継続する。

○ ライフラインの確保等

- ・大規模災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携強化を推進する。
- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

○ 広域避難計画の策定

- ・円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を示す広域避難計画の策定を進める。

○ 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策 《重点化P》

- ・地震災害発生時における、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や消防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みについて、大阪府及び泉州南消防組合と連携・協力して指導を行う。

① 行政機能／消防／防災教育等

○ 防災対策の推進

- ・大阪府及び防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送道路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備する。
- ・土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。
- ・早期の復旧・復興の支障とならないよう、災害廃棄物の処理体制を確保する。

○ 発災時における地域の安全の確保

- ・災害発生後に懸念される各種犯罪の予防活動の実施、被災家庭や避難所等への訪問活動を実施する体制を確立する。
 - ▶ 被災地及びその周辺において、巡回等による警戒活動の実施
 - ▶ 被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供による地域の安全確保

○ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

- ・文化財所有者・管理者に対し、啓発文書やポスターの配布を行うことで、ガイドラインやマニュアルに沿った防災対策を講じ、災害が発生した際の早期対応、消防機関等への迅速な通報など、文化財等における防災対策を推進する。

○ 被災者の生活再建のための措置

- ・大規模災害時において、多数の被災者が発生した場合でも、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する事ができるよう、予算措置を含めた体制を確立する。

② 住宅・都市

○ 町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進 《重点化P》

- ・安全で快適な住まいを長きにわたり確保するため「岬町営住宅長寿命化計画」における長寿命化への基本的な考え方を踏まえ各対策を実施する。
 - ▶ 淡輪住宅、深日小池谷住宅、多奈川東住宅は用途廃止とし、緑ヶ丘住宅に統合建替えとする。
 - ▶ 緑ヶ丘住宅の活用手法は、より効果的・効率的な建替えとし、住宅・住環境の向上をめざす。
 - ▶ 多奈川小田平住宅、多奈川平野北住宅は標準修繕周期を踏まえた点検や定期点検によって、適切な修繕を行い、住宅の長期的な活用を図る。

○ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発 《重点化P》

- ・本町は、民間住宅・建築物の所有者が液状化対策の重要性を理解し、取組みが進められるよう、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発を進める。

○ 災害に強い良質なマンション整備 《重点化P》

- ・大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため、「大阪府防災力強化マンション認定制度」などの周知を図る。

○ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 《重点化P》

- ・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の登録を進め、判定体制の充実を図る。

○ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備 《重点化P》

- ・大阪府と連携し、建設型応急住宅の建設候補地の確保、平常時より関連する民間団体との連携強化、賃貸型応急住宅となる民間賃貸住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。
- ・災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を行う。

○ 住宅関連情報の提供 《重点化P》

- ・被災者が安定した生活を送れるよう、大阪府と連携し、応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。

③ 保健・医療・福祉

○ 「避難行動要支援者」支援の充実 《重点化P》

- ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備など、必要となる対策を地域ぐるみで実施する。
- ・災害発生時において、自主防災組織等の地域団体、福祉施設や事業者、社会福祉協議会、民間事業者等との緊密な連携を図り、適切かつ迅速に初動期における対応ができるように体制整備を図る。
- ・安否確認実施マニュアルの見直しを行う。

○ 在住外国人等への防災情報の提供 《重点化P》

- ・災害時における在住外国人等の安全を確保するため、在住外国人等にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人等への配付や町ホームページでの掲載等を実施する。

○ 医療機関・社会福祉施設の耐震化 《重点化P》

- ・地震発生時に、入所者の安全を確保し、高齢者福祉施設等の建物被害を軽減するため、各高齢者福祉施設等に交付金の申請を周知し、交付金を活用した耐震化対策を推進する。

○ 保健センターの耐震補強 《重点化P》

- ・住民が安全かつ快適に活用できるよう、保健センターの維持管理や必要な整備を実施する。
- ・災害時には、医療拠点と位置づけられているため、耐震補強を行い、災害時に備える。

○ 医薬品、医療用資器材の供給 《重点化P》

- ・災害発生時に必要となる医薬品等の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携強化を図るとともに、関係事業者等との協定締結を推進する。

○ 中長期も含めた災害医療提供体制の確立 《重点化P》

- ・災害の状況に応じ被災地域内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するため、泉佐野泉南医師会、災害拠点病院、泉佐野保健所等と災害時の医療活動を想定した訓練の実施、各医療機関において病院災害対策マニュアルの作成を進め、非常時の診療体制を確立する。

○ 医療関係機関との連携強化

- ・適切な医療救護活動が実施されるよう、大阪府や医療関係機関との連携による医療救護班の構成、円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備を進める。
- ・災害現場での応急処置等を実施するDMAT隊の受入れ体制の整備・充実を進める。

③ 保健・医療・福祉

○ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

- ・被災地域の感染症の拡大を防止するため、平常時より泉佐野保健所との連携強化を図る。
- ・避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、大阪府と連携し、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の確立・強化を図る。

○ 福祉避難所の確保 《重点化P》<再掲>

- ・要配慮者の避難生活を支援するため、福祉関係事業者等との協定締結をさらに推進する。
- ・大阪府と連携し、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。
- ・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。
- ・町立淡輪老人福祉センターは、施設の現状を維持するとともに、福祉避難所の開設時の対応については、福祉課と危機管理担当が緊密に連携し、避難者の受け入れ体制の確保を図る。

○ 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保 《重点化P》

- ・大阪府災害福祉広域支援ネットワークと連携し、福祉避難所の運営支援、福祉専門職の人員派遣の受入れ体制の充実を推進する。

○ 被災者の心のケア対策 《重点化P》

- ・泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時における生命の危機に直面した恐怖や避難所など心身ともに厳しい環境での生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSDに対応するため、平常時より人材の確保・養成を図り、災害時における心の健康に関する相談の実施体制を確立する。

○ 被災者の巡回相談等 《重点化P》

- ・大阪府と連携し、震災発生後の避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施体制を確保する。
- ・保健師等を対象とした、大阪府主催の健康危機管理研修への参加や、大規模災害時における保健師の活動マニュアルを作成する。

○ 遺体の適正処置 《重点化P》

- ・遺体安置所の候補施設を選定する。
- ・葬祭関係団体との協定締結を推進する。

③ 保健・医療・福祉

○ 愛玩動物の救護 <<重点化P>>

- ・災害時に避難した動物の飼養については、大阪府と連携し、適正飼育の指導、動物伝染病予防上必要な措置を行う必要があるため、平常時より動物保護施設関係団体との協定締結を推進する。

○ 外国人旅行者の安全確保

- ・災害発生時に観光等で来訪している外国人が、その安全を確保できるよう、大阪府や鉄道事業者等と連携し、情報提供や避難誘導方法等について検討を行い、必要な整備を図る。
- ・関係団体と連携し、訪日外国人や在住外国人等の視点から提供が望まれる防災情報などについて検証を行う。

○ 社会福祉施設の避難体制の確保 <<重点化P>>

- ・介護サービス利用者が、津波や河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ円滑に避難できるよう、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施について、危機管理担当と連携・協力して促進する。

○ 医療施設の避難体制の確保 <<重点化P>>

- ・医療施設利用者が、津波や河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施について、土砂災害警戒区域内の当該施設に働きかける。

④ 情報・通信

○ 災害時の町民への広報対策

- ・地震発生後に、町民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、報道機関と締結している「災害時等の緊急放送における協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。
- ・被災者の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。
- ・地震発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、情報発信経路の事前シミュレーションを行う等、迅速かつ正確な情報発信に向けて取組む。

④ 情報・通信

○ 町民の防災意識の向上 《重点化P》<再掲>

- ・災害発生時に町民一人ひとりが自らの命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で、地域の「共助」による防災訓練等を実施する。
- ・防災訓練や講習会を通じて防災意識の啓発に努めるとともに、地域防災マップの配付やホームページ等による情報提供を行う。【第4次岬町総合計画】

○ 「逃げる」ための防災訓練等の実施、大阪880万人訓練の充実

《重点化P》<再掲>

- ・地震発生時に、町民が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・大阪府や防災関係機関等と連携し、防災訓練を充実する。
- ・「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。

○ 災害時の町民への広報対策 《重点化P》<再掲>

- ・地震や台風等の災害発生時に緊急情報を発信するため、ホームページやSNS等の情報伝達手段の充実を図る。
- ・ホームページ等の確実な保守を図り、安定的な運用を継続する。

⑤ 産業（農林商工）

○ 町内企業における事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）

- ・大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する。

○ 発電所や重要な産業施設の防災対策

- ・関連事業者のBCP策定の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等と協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。
- ・事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

○ 被災農地等の早期復旧支援

- ・被災農地や水路等の早期復旧に向けた体制の構築を進める。
- ・防災協力農地登録制度の推進などにより、農地を適切に保全する。
- ・ため池等農業用水利施設の改修・補強を進める。

⑤ 産業（農林商工）

○ 食料の安定供給

- ・危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送し提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

○ ライフラインの確保

- ・関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する。
- ・大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携強化を図る。
- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- ・電力の供給停止に備え、庁舎や防災拠点施設などに、非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める。

⑥ 交通・物流

○ 鉄道施設の防災対策

- ・国、大阪府と連携を図り、町内の鉄道高架橋2橋の耐震化を促進する。

○ 密集市街地等の対策

- ・道路の狭隘区間の改良などにより、有効幅員3.5m未満の町道延長を削減し、防災空間の確保を図る。

○ 施設の老朽化対策

- ・橋梁施設については、平成31年1月に策定した「岬町橋梁個別施設計画」に基づき、老朽化対策を推進する。
- ・道路、河川、下水道などの都市基盤施設については、最適な機能を持続させるために長寿命化計画等を策定し、効率的な維持管理を実施する。

○ 迅速な道路啓開の実施

- ・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、道路啓開体制等の充実を図る。

○ 道路防災対策

- ・豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するための対策や、災害時における避難や応急支援活動などを円滑に実施できるよう道路の新設・改良を検討する。

⑥ 交通・物流

○ 広域緊急交通路等の通行機能の確保 《重点化P》

- ・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、無電柱化の促進を検討する。

○ 迅速な航路啓開の実施

- ・大阪府に、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制整備を求めていく。

○ 交通確保体制の整備

- ・緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、沿道建築物の耐震化や耐震強化岸壁の整備、照明柱や標識柱の倒壊対策等を推進する。
- ・豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策や、豪雨時のアンダーパスの冠水対策、道路の事前通行規制の手法の検討等を進める。
- ・道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。
- ・災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備を進める。

⑦ 国土保全（土地利用）

○ 住宅の液状化対策の普及啓発 《重点化P》

- ・地震発生時の液状化による建物被害を軽減するため、民間住宅・建築物の所有者が液状化対策の重要性を理解し、取組みが進められるよう、大阪府及び関係団体等との連携強化を図るとともに、液状化対策の確実な普及啓発のに向けた活動を推進する。

○ ハザードマップの改訂（支援・活用） 《重点化P》

- ・総合防災マップの改訂を行う。
- ・改訂版の周知及びマップを活用した避難訓練の実施を促進する。

○ 大規模盛土造成地マップの周知 《重点化P》

- ・平常時より、居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている町内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。

○ 密集市街地等の対策〈再掲〉

- ・道路の狭隘区間の改良などにより、有効幅員 3.5m未満の町道延長を削減し、防災空間の確保を図る。

⑦ 国土保全（土地利用）

○ 準防火地域等の指定検討

- ・市街化区域内での建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域の指定を検討する。

○ 防潮堤の津波浸水対策 《重点化P》

- ・事業主体である大阪府と連携し、第一線防潮堤の液状化対策を推進する。

○ 水門等の点検、整備の推進 《重点化P》

- ・津波発生時に、施設が安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、平常時から操作に支障となる障害物の有無のチェックなどを心がけ、施設操作に万全を期すよう、総合的な点検、整備を実施する。

○ 水門等機能の高度化 《重点化P》

- ・大阪府と連携して、津波で閉鎖する水門について、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、遠隔操作化や自動化を推進する。

○ 津波防御施設の閉鎖体制 《重点化P》

- ・津波防御施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員等の安全を確保するため、大阪府等と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。

○ 治水対策 《重点化P》

- ・浸水被害の軽減に向け雨水管渠や雨水ポンプの整備、長寿命化など都市浸水対策に取り組む、都市浸水対策の達成率の向上を図る。

○ 施設の老朽化対策 《重点化P》<再掲>

- ・橋梁施設については、平成31年1月に策定した「岬町橋梁個別施設計画」に基づき、老朽化対策を推進する。
- ・道路、河川、下水道などの都市基盤施設については、最適な機能を持続させるために長寿命化計画等を策定し、効率的な維持管理を実施する。

○ 土砂災害対策 《重点化P》

- ・引き続き、土砂災害危険箇所や避難所、避難経路などの周知と迅速かつ的確な避難活動に結びつくよう避難訓練の実施を促進する。
- ・土砂災害特別警戒区域内に位置する住宅等の不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進し、被害の軽減・防止を図る。
- ・「岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を対象住民に周知し、住宅移転の促進を図る。

⑦ 国土保全（土地利用）

○ 大規模災害時における受援力の向上 《重点化P》<再掲>

- ・山間部及び平野部に、上空から視認できるヘリサインの整備を推進する。

○ 河川の防災テレメーターの整備 《重点化P》

- ・大阪府が設置している府内各所の河川テレメータ（水位計）や、土木事務所・本庁に設置されている情報処理設備からの、大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に把握する体制を確立する。

○ ライフラインの確保等<再掲>

- ・大規模災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携強化を推進する。
- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

○ 防災インフラの防災対策

- ・洪水、高潮、津波などから市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や護岸・防潮堤、洪水調節施設、下水道施設、ため池等の都市基盤施設の整備や、老朽化対策や、液状化対策、高潮対策、耐震対策等を進める。

○ 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策 《重点化P》<再掲>

- ・地震災害発生時における、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や消防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みについて、大阪府及び泉州南消防組合と連携・協力して指導を行う。

○ 発電所等防災対策

- ・事業者等に、平常時から施設設備の強化、保全に努めるよう求めていく。
- ・大阪府に、港湾・漁港の岸壁、海岸堤防及び海岸構造物の適正な整備、維持管理の促進を求めていく。

○ 山地災害対策の推進

- ・被災農地や水路、森林等の早期復旧に向けた体制整備を進める。
- ・農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化、ボランティアなどによる森林整備・保全活動等を推進する。

○ 復旧資材の調達・確保対策 《重点化P》<再掲>

- ・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材、木材、機械）の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を推進する。

⑦ 国土保全（土地利用）

○ 地籍調査の実施

- ・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を検討する。

⑧ 環境・上下水道

○ 下水道機能の早期確保 《重点化P》

- ・必要に応じ、下水道業務継続計画のさらなる充実を図る。

○ 下水道施設の耐震化等

- ・地震発生後も下水道施設の機能を確保するため、下水道管渠の耐震化を推進する。

○ 水道の早期復旧及び飲料水の確保 《重点化P》

<水道の早期復旧>

- ・大阪広域水道企業団と連携し、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する。
- ・地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の防災協定を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携を強化するとともに、これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には「最長発災後40日」まで要するとした復旧期間について、30日以内までの短縮をめざす。

<飲料水確保>

- ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」の活用、府・町等の備蓄及び支援物資の供給により対応を図る体制を整備する。

○ 井戸水等による生活用水の確保 《重点化P》

- ・大阪府と連携協力して、災害時協力井戸の登録を推進する。
- ・災害時協力井戸について、町ホームページに情報掲載等を行い、登録事業の周知及び町民への登録情報の提供を行う。

○ 生活ごみの適正処理 《重点化P》

- ・災害発生後における、被災地域の衛生状態を維持するため、岬町美化センターが被害を受けた場合にも生活ごみの処理が適正に行われるよう、広域的な応援要請や応援活動の

⑧ 環境・上下水道

調整を行い、適正処理を支援するため、他市町等、関係機関との連携体制の充実を図る。

○ 遺体の適正処置 《重点化P》<再掲>

- ・遺体安置所の候補施設を選定する。
- ・葬祭関係団体との協定締結を推進する。

○ 愛玩動物の救護 《重点化P》<再掲>

- ・災害時に避難した動物の飼養については、大阪府と連携し、適正飼育の指導、動物伝染病予防上必要な措置を行う必要があるため、平常時より動物保護施設関係団体との協定締結を推進する。

○ 避難所（体育館）の環境整備 《重点化P》<再掲>

- ・避難所の生活環境や避難者の健康状態を良好に保つため、災害時に避難所として開設される小中学校の体育館への空調機器の設置を推進する。

○ ライフラインの確保等<再掲>

- ・大規模災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携強化を推進する。
- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

○ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 《重点化P》

- ・大規模災害時には、既存施設では処理能力が不足する場合や、処理施設の災害による機能不全が想定されるため、さらに関係市町及び関係団体等との連携体制の充実を図る。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定の締結、災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定の締結等を推進する。

○ 防災対策の推進<再掲>

- ・大阪府及び防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送道路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備する。
- ・土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。
- ・早期の復旧・復興の支障とならないよう、災害廃棄物の処理体制を確保する。

○ 管理化学物質の適正管理

- ・大阪府による防止対策及び泉州南消防組合との連携・協力体制の構築を推進する。

⑧ 環境・上下水道

○ 有害物質（石綿・PCB）の拡散防止対策

- ・大阪府と連携・協力し、災害時における有害物質の拡散防止対策を実施するため、情報収集・連絡体制を構築する。

○ 災害廃棄物の適正処理

- ・大阪府と連携し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等を検討する。
- ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結を推進する。

○ ごみ処理施設の耐震化 ≪重点化P≫

- ・災害発生時に、ごみ処理施設等の機能を維持し、衛生状態の確保に加え、大規模災害時における災害ごみの受入れ支援が行えるよう耐震診断を行い、耐震化を推進する。
- ・また、耐震化を図ることにより、ごみ処理施設等の倒壊などによる有害物資の大規模拡散・流出を防止する。

3 具体的な取組み（横断的施策分野の推進方針）

※「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の重点化プログラムには≪重点化P≫を記載

（A）リスクコミュニケーション

○ 「避難行動要支援者」支援の充実 ≪重点化P≫<再掲>

- ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備など、必要となる対策を地域ぐるみで実施する。
- ・災害発生時において、自主防災組織等の地域団体、福祉施設や事業者、社会福祉協議会、民間事業者等との緊密な連携を図り、適切かつ迅速に初動期における対応ができるように体制整備を図る。
- ・安否確認実施マニュアルの見直しを行う。

○ 在住外国人等への防災情報の提供 ≪重点化P≫

- ・災害時における在住外国人等の安全を確保するため、在住外国人等にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人等への配付や町ホームページでの掲載等を実施する。

○ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進 ≪重点化P≫<再掲>

- ・津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波避難計画の作

(A) リスクコミュニケーション

成及び避難訓練の実施を促進する。

○ 沿岸漁村地域における防災対策 <<重点化P>><再掲>

- ・沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽の整備を図る。
- ・一時避難地を活用した避難訓練を実施する。

○ 船舶の津波対策の促進 <<重点化P>><再掲>

- ・大阪府と連携して、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめたガイドラインについて、民間事業者等への周知を図ると共に、事業者によるマニュアル策定への支援等を図る。
- ・大阪府及び関係機関、民間事業者と連携した訓練に参画する。

○ 外国人旅行者の安全確保<再掲>

- ・災害発生時に観光等で来訪している外国人が、その安全を確保できるよう、大阪府や鉄道事業者等と連携し、情報提供や避難誘導方法等について検討を行い、必要な整備を図る。
- ・関係団体と連携し、訪日外国人や在住外国人等の視点から提供が望まれる防災情報などについて検証を行う。

○ 町民の防災意識の向上 <<重点化P>><再掲>

- ・災害発生時に町民一人ひとりが自らの命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で、地域の「共助」による防災訓練等を実施する。
- ・防災訓練や講習会を通じて防災意識の啓発に努めるとともに、地域防災マップの配付やホームページ等による情報提供を行う。

○ 「逃げる」ための防災訓練等の実施、大阪880万人訓練の充実

<<重点化P>><再掲>

- ・地震発生時に、町民が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・大阪府や防災関係機関等と連携し、防災訓練を充実する。
- ・「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。

○ 社会福祉施設の避難体制の確保 <<重点化P>><再掲>

- ・介護サービス利用者が、津波や河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ円滑に避難できるよう、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施について、危機管理担当と連携・協力して促進する。

(A) リスクコミュニケーション

○ 医療施設の避難体制の確保 《重点化P》<再掲>

- ・ 医療施設利用者が、津波や河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施について、土砂災害警戒区域内の当該施設に働きかける。

(A) リスクコミュニケーション

○ 町内企業における事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）

<再掲>

- ・大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP／BCM策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する。

(B) 人材育成

○ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 《重点化P》

- ・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の登録を進め、判定体制の充実を図る。

○ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 《重点化P》

- ・大阪府と連携し、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、自主防災組織の中核となる人材の育成を図る。

○ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成 《重点化P》

- ・迅速な復興まちづくりを進めるため、大阪府から周知されている震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン（平成17年度策定、平成26年度改訂）」をもとに、防災訓練や研修会等を通じて、府、町双方の復興に関する手続きの習熟を図る。

○ 災害ボランティア対策

- ・岬町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入れ体制の充実を推進する。

(C) 官民連携

○ 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の対策 《重点化P》<再掲>

- ・被災者支援に資するよう大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき、必要備蓄量の目標設定と備蓄品の充実、備蓄倉庫の整備を進めるとともに、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結等を推進する。

○ 帰宅困難者対策<再掲>

- ・主要事業所等における「帰宅困難者対策マニュアル」等の作成の啓発、必要に応じ支援を行う。
- ・大阪府が策定した「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン(平成30年9月)」の周知を行う。

○ 災害時の町民への広報対策

- ・地震発生後に、町民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、報道機関と締結している「災害時等の緊急放送における協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。
- ・被災者の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。
- ・地震発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、情報発信経路の事前シミュレーションを行う等、迅速かつ正確な情報発信に向けて取組む。

○ ライフラインの確保等<再掲>

- ・大規模災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携強化を推進する。
- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- ・関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する。
- ・電力の供給停止に備え、庁舎や防災拠点施設などに、非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める。

○ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備 《重点化P》<再掲>

- ・大阪府と連携し、建設型応急住宅の建設候補地の確保、平常時より関連する民間団体との連携強化、賃貸型応急住宅となる民間賃貸住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。
- ・災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を行う。

(C) 官民連携

○ 復旧資材の調達・確保対策 《重点化P》＜再掲＞

- ・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材、木材、機械）の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を推進する。

【別紙1】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

■「8つの事前に備えるべき目標と事前の備えが効果を発揮する期間」について

事前に備えるべき目標	効果を発揮する期間	(想定)南海トラフ巨大地震被害における 効果を発揮する主な期間					
		発災時	発災直後	1週間	1ヶ月	6ヶ月	それ以降
1. 直接死を最大限防ぐ	主に、災害の発生の瞬間から公的な救助が到達するまでの間	●	●				
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	主に、災害の発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅(みなしを含む)が整うまでの間		●	●			
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	主に、災害の発生直後から、行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間 台風のように、事前に大規模災害発生の懸念があるときから発災までの間の対応を含む		●	●			
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	主に、災害の発生の瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		●	●			
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	主に、発災後、被災地の経済活動の停止や交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		●	●	●	●	
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	主に、救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降			●	●	●	

事前に備えるべき目標	効果を発揮する期間	(想定)南海トラフ巨大地震被害における 効果を発揮する主な期間					
		発災時	発災直後	1週間	1ヶ月	6ヶ月	それ以降
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	主に、最初の物的被害(施設等の被災)が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が除却されるか、当該物的被害の復旧(代替措置含む)が終わるまでの間		●	●	●	●	
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	主に、仮設住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降				●	●	●

■「現在の水準を示す指標」について

- ・ 脆弱性評価の結果に対して、対象となる事業の進捗状況などを記載
- ・ 【(年次)】 → 記載年次の年度末時点の指標 (記載年次以前の実績を含む)
- ・ 【(年次) 実績】 → 記載年次の年度内に実施した実績

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>○ 民間住宅・建築物の耐震化の促進『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none">・町内建物の耐震化率は、下欄に記載のとおりである。・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、耐震性の無い建物の耐震化を進める必要がある。・地震発生時に倒壊等の危険性がある空き家については、危険を回避するための対策を進める必要がある。 <p>○ 住宅の液状化対策の普及啓発『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府は、府域の液状化の可能性マップを公表（平成 26 年）し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置している。・地震発生時の液状化による建物被害を軽減するための取組みが必要である。 <p>○ ハザードマップの改訂（支援・活用）『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none">・地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるために作成した総合防災マップは平成 25 年度の作成であることから、見直しを行う必要がある。 <p>○ 「避難行動要支援者」支援の充実『保健・医療・福祉』『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none">・岬町避難行動要支援者避難行動支援プラン（平成 28 年 1 月）に基づき、避難行動要支援者対策を進めておく必要がある。・避難行動要支援者名簿の作成のほか、個別支援計画については順次作成中であり、今後本人の同意を得て、その取組みを進めていく必要がある。・安否確認実施マニュアルの見直しが必要である。 <p>○ 在住外国人等への防災情報の提供『保健・医療・福祉』『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none">・日本語に不慣れな在住外国人や観光等で訪れた外国人等に対する防災情報の提供等、安全確保体制を確立しておく必要がある。	

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>○ 町有建築物の耐震化『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立施設の多くは建築年数が古く、老朽化も目立つようになっている。 ・岬町役場本庁舎は、耐震基準（Is 値：0.6 以上）を下回っており、建替え又は耐震改修を視野に、耐震基準を上回る水準へ改修を行い、緊急時の災害対応拠点として、その整備を行う必要がある。 ・本庁舎の耐震診断を平成 25 年に実施、令和元年に庁舎整備検討委員会を設置した。 <p>○ 医療機関・社会福祉施設の耐震化『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、必要に応じて、耐震化等の改修対策を講じる必要がある。 <p>○ 保健センターの耐震補強『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターは、平成 29 年度の耐震診断により耐震補強が必要と診断され、平成 30 年度には耐震補強工事に先立ち、天井に封じ込め状況にあるアスベスト除去にかかる工事設計を行い、令和元年度はアスベスト除去工事を行った。令和 2 年度は耐震補強工事の実施予定である。 <p>○ 学校、保育所等の耐震化『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度をもって、児童福祉施設の耐震化は完了した。 ・町立の小学校（3 校）、中学校（1 校）及び幼稚園（1 園）は、全て耐震性を有するか耐震化済である。 <p>○ 鉄道施設の防災対策『交通・物流』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の人的被害の軽減、災害発生後の防災拠点や周辺市町との連絡の確保、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、鉄道高架橋の耐震化を促進する必要がある。 <p>○ 町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進『住宅・都市』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡輪住宅、深日小池谷住宅、多奈川東住宅については、住宅の明渡しを受けた時点で解体工事を行っている。 ・緑ヶ丘住宅については、P F I の手法用いて平成 30 年度に建替え事業が完了している。 	

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> ・多奈川小田平住宅、多奈川平野北住宅については、修繕、改善を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発『住宅・都市』 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪建築防災センター、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口が設置されている。 ○ 災害に強い良質なマンション整備『住宅・都市』 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、マンションの安全性を確保するため、「大阪府防災力強化マンション認定制度」等の周知を行う必要がある。 ○ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備『住宅・都市』『人材育成』 <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、被災した建築物や宅地の危険度判定を円滑に処理するため、町職員における被災建築物応急危険度判定士登録者及び被災宅地危険度判定士登録者の確保を進める必要がある。 ○ 大規模盛土造成地マップの周知『国土保全（土地利用）』 <ul style="list-style-type: none"> ・台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え、宅地防災パトロールを実施している。 ○ ごみ処理施設の耐震化『環境・上下水道』 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設は、昭和61年4月に稼働を開始し、現在に至っていることから、経年劣化が著しいため、耐震化等の改修対策を講じる必要がある。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○都市整備部 町内の住宅の耐震化率 68.4%【H30】 <ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する建築物の耐震化率 79.3%【R1】 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれのある建築物 69.2%【R1】 鉄道高架橋の耐震化 0橋【R1】 被災建築物応急危険度判定士登録者数 5人【R1】 被災宅地危険度判定士登録者数 6人【R1】 ○総務部 岬町庁舎整備基本計画 未策定【R1】 	

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>○まちづくり戦略室 ハザードマップの作成【H25】</p> <p style="padding-left: 40px;">ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）未策定【R2】</p> <p>○まちづくり戦略室 要支援者登録者数割合 35.6%【H30】</p> <p style="padding-left: 40px;">（要支援者対象者数 3,394 人、要支援者登録者数 1,209 人）</p> <p>○しあわせ創造部 町立淡輪老人福祉センター 未耐震【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">町立老人憩いの家（12 箇所）の耐震化完了箇所数 0 箇所【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">多奈川保育所を多奈川小学校（耐震化済み）へ移設【H25】</p> <p style="padding-left: 40px;">深日保育所を深日小学校（耐震化済み）へ移設【H28】</p> <p style="padding-left: 40px;">淡輪保育所（適合）、子育て支援センター（不適合）及びこぐま園（適合）の耐震診断実施【H28】</p> <p style="padding-left: 40px;">子育て支援センターの耐震改修工事完了【H29】</p>	

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>○ 消防用水の確保対策『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保が必要である。 <p>○ 消防団の機能強化『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の機能強化を図るため、消防団車庫の耐震化、防災資機材や安全確保装備の充実強化を進める必要がある。 ・人員不足が懸念される消防団員の充実等を進める必要がある。 <p>○ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町及び泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町の3市3町は、火災、救急、救助などの消防サービスをより向上させるため「泉州南消防組合」を組織し、消防に関する事務を共同で処理している。 	

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>○ 密集市街地等の対策『交通・物流』『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、有効幅員 3.5m未満の町道延長が 52,940m（平成 24 年度）あり、災害発生時には沿道建物等の崩壊による通行不能や、火災の延焼による大規模火災の要因となる可能性がある。 <p>○ 準防火地域等の指定検討『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内での建ぺい率が 60%以上の区域面積に占める準防火地域指定面積の割合は、約 1.2%（8.9 h/704 h）となっている。 <p>■現在の水準を示す指標（【 】内の H は平成、R は令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 岬町消防団（7分団）消防団員 104 人【R2】</p> <p style="text-align: right;">（内、女性消防団員 13 人：女性分団）</p> <p style="text-align: center;">消防団車庫の耐震化率 44%【R1】</p> <p>○都市整備部 有効幅員 3.5m未満の町道延長 52,940m【H24】</p> <p>○総務部 岬町庁舎整備基本計画の策定 未策定【R1】</p>	

1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
<p>○ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成 27 年（改訂版））及び津波・河川氾濫に対する避難計画（平成 27 年 3 月）は、策定年より 5 年以上経過しており、見直しが必要である。 ・防災行政無線（同報系）については、デジタル化に伴う再整備が必要である。（親局 1 局、新設屋外拡声子局 6 局、既設屋外拡声子局 21 局、再送信子局 1 局、合計 29 局） <p>○ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進</p> <p style="text-align: center;">『行政機能／消防／防災教育等』『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難するための対策を整備しておく必要がある。 	

1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
<p>○ 沿岸漁村地域における防災対策</p> <p style="text-align: center;">『行政機能／消防／防災教育等』 『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の人的被害や火災被害を軽減するための対策を整備しておく必要がある。 <p>○ 船舶の津波対策の促進『行政機能／消防／防災教育等』 『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、大阪府と連携し策定したマニュアルを、民間事業者にも周知すると共に、各事業者がマニュアルを策定するよう支援する必要がある。 <p>○ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援『人材育成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災力強化を図るため、自主防災組織のリーダーとなり人材の育成を実施する必要がある。 <p>○ 防潮堤の津波浸水対策『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐ必要がある。 <p>○ 水門等の点検、整備の推進『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時に、施設が安全かつ迅速・的確に操作できるようにしておく必要がある。 <p>○ 水門等機能の高度化『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約 54 分（最大津波到達時間）で岬町域に到達するため、津波到達までに水門閉鎖が間に合わないおそれがある。 <p>○ 津波防御施設の閉鎖体制『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に伴う津波発生時の対応を図るため、津波防御施設の閉鎖体制を確立しておく必要がある。 ・本町は、大阪府と連携した訓練を年 2 回実施している。 	

1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル 策定【H23年】</p> <p style="padding-left: 40px;">津波・河川氾濫に対する避難計画 策定【H27】</p> <p style="padding-left: 40px;">防災行政無線（同報系）屋外拡声子局 66局【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">対象事業所における津波避難計画 未作成【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">津波避難計画を活用した避難訓練 未実施【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">一時避難地の整備（耐震性防火水槽を含む、完了箇所数）0箇所【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">一時避難地を活用した避難訓練等の実施 未実施【R1】</p> <p>○都市整備部 民間事業者におけるマニュアル 未策定【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">マニュアルを活用した避難訓練への参画 未参画【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">水門（95基）の遠隔操作化 1基【H30】</p> <p style="padding-left: 40px;">水門（95基）の自動化 25基【H30】</p>	

1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<p>○ 長期湛水の早期解消に向けた対策『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水の可能性がある。 <p>○ 治水対策『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波被害の軽減に向け、都市浸水対策に取り組む必要がある。 <p>○ 施設の老朽化対策『国土保全（土地利用）』『交通・物流』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁施設については、平成25年度策定の「長寿命化修繕計画」に基づき、重要度の高い橋長15m以上の橋梁15橋を、事後保全型から予防保全型へ転換を行った。 ・道路、河川、下水道などの都市基盤施設については、施設の特性に応じた計画的かつ効果的な改築・更新を行う必要がある。 	

1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<p>○ 下水道機能の早期確保『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害、事故、事件等で、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、下水道施設の機能を維持または早期回復することを確保するため、平成 27 年度に「岬町下水道事業業務継続計画」（下水道 B C P）を策定した。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内の H は平成、R は令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 長期湛水への対応手順の策定 未策定【R1】</p> <p>○都市整備部 都市浸水対策の達成率 5.4%【H30】</p> <p style="padding-left: 40px;">町管理橋梁（2m以上 104 橋）の事後保全型から予防保全型への転換 0 橋【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">下水道業務継続計画の策定【H27】</p>	

1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 <重点化プログラム>
<p>○ 土砂災害対策『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、大阪府が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を広く周知するため全町的なハザードマップを作成している。 ・令和元年 7 月に、土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、「岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を制定した。 <p>○ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達</p> <p style="text-align: right;">『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府及び消防庁は、平成 28 年度に「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、迅速な避難行動に結びつくよう「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」が「避難指示（緊急）」へと名称変更を行ったことから、本町もこれに準じて見直しを行う必要がある。 ・避難勧告等に関する情報は、住民等に的確かつ迅速に伝達する必要がある。 	

1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 《重点化プログラム》
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 地区別ハザードマップ（土砂災害編） 1地区【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの策定【H27】</p> <p style="padding-left: 40px;">防災行政無線（同報系）屋外拡声子局 66局【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">高齢者世帯等への戸別受信機の設置数 0機【R1】</p>	

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>○ 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の対策『行政機能／消防／防災教育等』『官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における物資不足に対応するため、災害時に必要となる備蓄量の確保、指定避難所における備蓄倉庫の充実整備、さらに、食料等の確保・集配などに関する協定締結を進める必要がある。 <p>○ 水道の早期復旧及び飲料水の確保『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における飲料水等の不足に対応するための対策を講じておく必要がある。 <p>○ 井戸水等による生活用水の確保『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における生活用水等を確保するため、町域の家庭用井戸や企業の自家用水道等を、災害時協力井戸として大阪府への登録を行っている。 <p>○ 医薬品、医療用資器材の供給『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉南薬剤師会との災害時の医療救護に関する協定を締結（平成 29 年 2 月）しているが、その他関係事業所についても協定締結を進めておく必要がある。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内の H は平成、R は令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 備蓄倉庫数 4 箇所【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">必要備蓄量の充足率 アルファ化米 98%、高齢者用食 90%、毛布 84%【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">食料等の確保・集配などに関する協定締結数 2 件（2 企業・団体等）【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">基幹管路耐震適合率 0.1%【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">配水池耐震化率 30.2%【R1】</p> <p>○しあわせ創造部 災害時協力井戸の登録数 9 箇所【R1】</p>	

2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>○ 迅速な道路啓開の実施『交通・物流』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。 <p>○ 道路防災対策（山間部の法面対策等）『交通・物流』『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保対策や救出・救助活動を実施する必要がある。 ・山間部の道路について、豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。 	

2-3	救助・救急活動等の絶対的不足
<p>○ 大規模災害時における受援力の向上</p> <p style="text-align: center;">『行政機能／消防／防災教育等』『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるヘリサインの整備が必要である。 <p>○ 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するため、広域避難地等が必要である。 <p>○ 緊急消防援助隊の受入れ体制の強化等『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町及び、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町の3市3町は、火災、救急、救助などの消防サービスをより向上させるため「泉州南消防組合」を組織し、消防に関する事務を共同で処理している。 <p>○ 救出救助活動体制の充実・強化『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は平常時より訓練を実施し、迅速な初動活動の確立、救出救助技能の向上等に努めている。 	

2-3	救助・救急活動等の絶対的不足
<p>○ 中長期も含めた災害医療提供体制の確立『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、医療班の編成、救護所の設置など現地医療を確保し、医療活動にあたる。 ・現地医療体制で対応できない患者については、後方医療活動として被災を免れた医療機関や地域災害拠点病院と連携をとり、被災者の医療活動を行う。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 ヘリサイン整備箇所 1箇所【R1】</p> <p style="text-align: center;">広域避難地 0箇所【R1】、後方支援活動拠点 0箇所【R1】</p>	

2-4	想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱
<p>○ 帰宅困難者対策『行政機能／消防／防災教育等』『官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、町内事業者、関係機関と連携して、地震発生後に帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧されるみさき公園駅及び駅周辺の混乱防止策や、一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者、従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する必要がある。 	

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>○ 医療関係機関との連携強化『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関との連携強化が必要である。 	

2-6	被災地における疫病・感染症等大規模発生
<p>○ 下水道施設の耐震化等『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化済の下水道管渠について把握を行っている。 <p>○ 下水道機能の早期確保『環境・上下水道』<再掲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害、事故、事件等で、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、下水道施設の機能を維持または早期回復することを確保するため、平成 27 年度に「岬町下水道事業業務継続計画」（下水道 B C P）を策定した。 <p>○ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う体制を確保しておく必要がある。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内の H は平成、R は令和を示す）</p> <p>○都市整備部 下水道業務継続計画 策定済【H27】</p>	

2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
<p>○ 避難所の確保と運営体制の確立『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の避難場所の確保及び避難所生活を支援するための体制を確立しておく必要がある。 <p>○ 福祉避難所の確保『行政機能／消防／防災教育等』『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に、居宅や避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）を確保しておく必要がある。 ・高齢介護係所管福祉避難所（1 箇所）：岬町立淡輪老人福祉センター <p>○ 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府災害福祉広域支援ネットワークとの連携による、福祉専門職等の受入れ体制の充実が必要である。 	

2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
<p>○ 被災者の心のケア対策『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、心の健康相談を毎月1回実施しており、災害時においても対応できるよう、泉佐野保健所等と連携し、心のケア、相談を行う人材の確保・養成に努める必要がある。 <p>○ 被災者の巡回相談等『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、保健師による避難所巡回相談を実施する。 ・泉佐野保健所健康危機管理会議において「今すぐ使える保健衛生ポスター、ちらし」を作成し、町内避難所へ設置している。 <p>○ 生活ごみの適正処理『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、災害発生時における円滑なごみ処理を図るため、一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定を締結（H25.3.22）しているが、大規模災害時には、さらなる支援を必要とする可能性があることから、今後は、他県の自治体との協定締結を検討する必要がある。 <p>○ 遺体の適正処置『環境・上下水道』『保健・医療・福祉』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府広域火葬計画」（H11.4策定）に基づき、災害発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処置、火葬等が行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る必要がある。 <p>○ 愛玩動物の救護『保健・医療・福祉』『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時は、避難した動物の愛護及び環境衛生の維持に努める必要がある。 <p>○ 避難所（体育館）の環境整備『行政機能／消防／防災教育等』『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所として開設される小中学校の体育館には空調機器が設置されていないことから、避難生活環境の改善に向けた施設整備が必要である。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 指定避難所 21箇所【H26】</p> <p style="padding-left: 40px;">福祉避難所 4箇所【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">岬町避難所運営マニュアル 策定【H28】</p> <p>○教育委員会 小中学校体育館への空調機器整備 未実施【R1】</p>	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	町、町職員、防災拠点施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>○ メディアとの連携強化『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、放送局との間で「災害時等の緊急放送における協定」を締結（平成26年4月）している。 <p>○ 復興計画策定の手順『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、復興計画策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく必要がある。 <p>○ 業務継続計画の改訂と運用『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、平成29年3月に「岬町業務継続計画」を策定しており、今後は訓練の実施や必要資源の点検等により、継続的に改善を図っていく必要がある。 <p>○ 市町村間の相互応援体制『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町の9市4町による災害における相互応援について、「泉州地域災害時相互応援協定（平成25年9月）」を締結している。 <p>○ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等に係る業務にあたる職員（本部要員）や災害対策にあたる職員（現場活動班・避難運営班員）は、災害発生後において、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行うことができる必要がある。 <p>○ 震災後の復興都市づくりにおける人材育成『人材育成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府実施による「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の関係者への周知・習熟、大阪府実施によりガイドラインの改訂および説明会の開催（平成27年3月）を行っている。 <p>○ 発災後の緊急時における財務処理体制『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、伝送以外でも一部指定金融機関からの窓口派出員に手書きの振込を行っており、口座振込をはじめ、データ伝送分に対しても同様の処理が可能であることを振込依頼のある担当課に周知する必要がある。 <p>○ 町有建築物の耐震化『行政機能／消防／防災教育等』 <再掲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岬町役場本庁舎は、耐震基準（Is値：0.6以上）を下回っており、建替え又は耐震改修を視野に、耐震基準を上回る水準へ改修を行い、緊急時の災害対応拠点として、その整備を行う必要がある。 ・本庁舎の耐震診断を平成25年に実施、令和元年に庁舎整備検討委員会を設置した。 	

3-1	町、町職員、防災拠点施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 復興計画策定マニュアル 未策定【R2】</p> <p style="padding-left: 40px;">業務継続計画 策定済【H29】</p> <p style="padding-left: 40px;">泉州地域災害時相互応援協定 締結【H25】</p>	

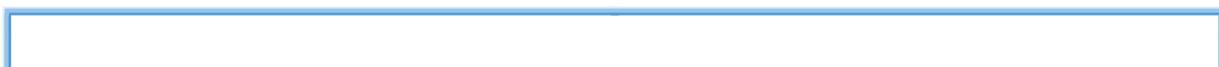
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>○ 防災情報の収集・伝達『行政機能／消防／防災教育等』</p> <p>・大阪府防災行政無線並びに令和元年度から再整備に着手した岬町防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制を確立している。</p>	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 防災行政無線の再整備 実施中【R2】</p>	

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>○ 外国人旅行者の安全確保『保健・医療・福祉』『リスクコミュニケーション』</p> <p>・災害発生時においても、観光等で来訪している外国人等の安全を確保できるよう対策を講じておく必要がある。</p> <p>○ 災害時の町民への広報対策『情報・通信』『官民連携』</p> <p>・災害時における町民への広報を行うため、関係機関と「災害時等の緊急放送における協定」（平成26年4月）や「災害に係る情報発信等に関する協定」（平成26年7月）を締結している。</p>	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）未策定【R2】</p>	

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>○ 町民の防災意識の向上</p> <p style="text-align: center;">『行政機能／消防／防災教育等』『情報・通信』『リスクコミュニケーション』</p> <p>・大規模災害の発生時には、地域での助け合いが何よりも重要であり、今後も平常時から災害に対する学習や訓練等を通じ、地域の結びつきを強化していく活動を支援するなど、地域防災力の充実強化を図っていく必要がある。</p>	

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>○ 「逃げる」ための防災訓練等の実施、大阪880万人訓練の充実</p> <p>『行政機能／消防／防災教育等』『情報・通信』『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年行われる大阪府下一斉の「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」では、避難訓練や津波対策訓練等を行っている。 <p>○ 社会福祉施設の避難体制の確保『保健・医療・福祉』『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の被害を軽減するため、介護サービス事業者に対して、災害対策マニュアルの整備等を促す必要がある。 <p>○ 医療施設の避難体制の確保『保健・医療・福祉』『リスクコミュニケーション』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内に、要配慮者施設である医療施設（1施設：与田病院）があり、施設事業者には避難確保計画の作成を促す必要がある。 <p>○ 河川の防災テレメーターの整備『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府により、本庁～土木事務所間の通信回線の二重化（平成25年度）、大阪府実施によるホームページのアクセス集中対策（サーバ増強、平成27年度）が実施済である。 <p>○ 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に応じた避難訓練として、自然災害を想定した避難訓練実施率は、小学校及び中学校共に100%である。 <p>○ 災害時の町民への広報対策『行政機能／消防／防災教育等』『情報・通信』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における被害状況の把握や被災者への情報提供は、行政の重要な役割となっていることから、ホームページとSNSの整備を行い、災害時緊急情報を発信できる体制を構築している。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 防災訓練（避難訓練）は毎年継続して実施</p>	



5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
<p>○ 町内企業における事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）</p> <p style="text-align: center;">『産業（農林商工）』『リスクコミュニケーション』</p> <p>・大規模災害発生後において、町内各企業・事業所における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、BCP／BCMの策定を促進する必要がある。</p>	

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
<p>○ ライフラインの確保等『行政機能／消防／防災教育等』『国土保全（土地利用）』</p> <p style="text-align: center;">『環境・上下水道』『官民連携』</p> <p>・大規模災害発生時には、災害対策本部等において、被害状況の収集・分析、復旧活動に係る総合調整を行うが、ライフラインの被害は復旧活動のみならず、町民生活にも大きな影響があることから、万全の対策を講じておく必要がある。</p>	

5-3	発電所・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
<p>○ 発電所や重要な産業施設の防災対策『産業（農林商工）』</p> <p>・発電所や重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、関連事業所のBCPの策定等を進める必要がある。</p>	

5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>○ 広域緊急交通路等の通行機能の確保『交通・物流』</p> <p>・地震発生時の交通・物流のネットワークを確保するため、電柱倒壊等による道路閉塞を防止する必要がある。</p>	

5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>○ 迅速な道路啓開の実施『交通・物流』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開が必要である。 	

5-5	食料等の安定供給の停滞
<p>○ 被災農地等の早期復旧支援『産業（農林商工）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築が必要である。 <p>○ 食料の安定供給『産業（農林商工）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品の安定供給の停止（集荷・分散機能の停止）を回避するため、関連事業者との災害時相互応援協定を締結するなど、災害時の体制を構築する必要がある。 	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
<p>○ ライフラインの確保『産業（農林商工）』『官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する必要がある。 ・ 燃料等の流通備蓄や広域的な相互応援体制の構築などが必要である。 ・ エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。 	

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
<p>○ 代替水源の確保『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における飲料水等の不足に対応するための対策を講じておく必要がある。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室<再掲></p> <p style="padding-left: 40px;">食料等の確保・集配などに関する協定締結数 2件（2企業・団体等）【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">基幹管路耐震適合率 0.1%【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">配水池耐震化率 30.2%【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">災害時協力井戸の登録数 9箇所【R1】</p>	

6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>○ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により関係施設が被害を受けた場合や、避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、町域におけるし尿等が適正に処理できるよう、泉州地域し尿処理施設広域化検討会議の設置（平成22年2月）、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定の締結（平成25年3月22日）を行っている。 	

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>○ 下水道施設の耐震化等『環境・上下水道』<再掲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化済の下水道管渠について把握を行う必要がある。 	

6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
<p>○ 道路防災対策『交通・物流』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨等による道路法面の崩落による通行障害の発生や避難活動におけるボトルネックの発生を防止する必要がある。 	

6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
<p>○ 防災インフラの防災対策『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、防潮堤、河川護岸、下水道施設、ため池等の老朽化対策や耐震化対策を進める必要がある。 <p>○ 広域避難計画の策定『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画の策定を検討する必要がある。 	



7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
<p>○ 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策</p> <p style="text-align: center;">『行政機能／消防／防災教育等』 『国土保全（土地利用）』</p> <p>・地震災害による大規模火災等の発生による被害を軽減するため、事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進が必要である。</p>	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 事業所に対する立入検査件数</p> <p style="text-align: right;">火薬類2件、高圧ガス4件、液化石油ガス5件【R1】</p>	

7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
<p>○ 迅速な航路啓開の実施『交通・物流』</p> <p>・災害時に航路を活用できるよう、迅速な航路啓開を実施する必要がある。</p>	

7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
<p>○ 交通確保体制の整備『交通・物流』</p> <p>・大規模災害時の交通麻痺を防ぐため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、上水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。</p> <p>・災害時の道路通行を円滑にするために、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理のための体制整備が必要である。</p>	

7-4	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
<p>○ 防災対策の推進『国土保全（土地利用）』 『環境・上下水道』</p> <p>・ため池の防災・減災対策、土砂災害対策や山地災害対策、森林整備などを進める必要が</p>	

7-4	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去することが必要である。 	

7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
<p>○ 管理化学物質の適正管理『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、大阪府、泉州南消防組合との連絡体制の構築が必要である。 <p>○ 有害物質（石綿・P C B）の拡散防止対策『環境・上下水道』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、建物倒壊等により発生する可能性のある石綿、P C B等の有害物質の周辺環境への拡散を防止する必要がある。 	

7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
<p>○ 山地災害対策の推進『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。 ・農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化、ボランティアなどによる森林整備・保全活動等の推進が必要である。 	



8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
<p>○ 災害廃棄物の適正処理『環境・上下水道』</p> <p>・災害発生時には、速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図る必要がある。</p>	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○しあわせ創造部 ごみ一時保管場所候補地の選定 未選定【R1】</p> <p style="padding-left: 40px;">災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結件数 0件【R1】</p>	

8-2	復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
<p>○ 災害ボランティア対策『人材育成』</p> <p>・災害ボランティアセンターと情報を共有し、その運営を支援する体制を確立しておく必要がある。</p>	

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
<p>○ 長期湛水の早期解消に向けた対策『行政機能／消防／防災教育等』＜再掲＞</p> <p>・地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水の可能性がある。</p> <p>○ 防災インフラの防災対策『国土保全（土地利用）』＜再掲＞</p> <p>・防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、防潮堤、河川護岸、下水道施設、ため池等の老朽化対策や耐震化対策を進める必要がある。</p> <p>○ 広域避難計画の策定『行政機能／消防／防災教育等』＜再掲＞</p> <p>・防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画の策定を検討する必要がある。</p>	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 長期湛水への対応手順の策定 未策定【R1】</p>	

8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<p>○ 発災時における地域の安全の確保『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後に各種犯罪の増加が懸念されるが、通常の啓発活動として、平常時から各種犯罪の予防を実施しており、発災後は同活動のさらなる強化による実施が必要である。 <p>○ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の啓発活動は、防災に関する文書やポスター配布による所有者・管理者への啓発、年1回の各地域にある文化財や歴史的建物を使用した消防訓練の実施である。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○教育委員会 啓発活動及び消防訓練を継続</p>	

8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>○ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備『住宅・都市』『官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、建設場所の確保や体制整備を確立しておく必要がある。 <p>○ 復旧資材の調達・確保対策『国土保全（土地利用）』『官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害を想定し、復旧資材関係の団体との協議・調整により、連携体制を構築しておく必要がある。 <p>○ 地籍調査の実施『国土保全（土地利用）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の確保等により、復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定等が必要である。 <p>○ 住宅関連情報の提供『住宅・都市』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府において設置している、「住宅に関する相談窓口」の普及・啓発を行っており、今後も引き続き普及・啓発を行っていく必要がある。 	
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p> <p>○まちづくり戦略室 関係団体との協定締結数 2件【H25】</p>	

8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害
<p>○ 被災者の生活再建のための措置『行政機能／消防／防災教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生した際には、被災者生活再建支援金の予算措置に取り組む必要がある。 ・ 平成31年度（令和元年度）において、被災者生活再建支援金の支給を行っている。 	

【別紙 2】 個別事業一覧（具体的な取組み）

■まちづくり戦略室

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
耐震性貯水槽、備蓄倉庫対策	耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）の整備	①行政機能／消防／防災教育等	総務省
L P ガスタンクの導入及びこれらの燃料を使用する自家発電設備の推進	災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、多数の避難者・避難困難者が発生する施設等に設置する L P ガスタンクの導入及びこれらの燃料を使用する自家発電設備等の導入	①行政機能／消防／防災教育等	経済産業省
女性消防団員の勧誘	自主防災組織と連携し、女性消防団員の勧誘を行い、避難所運営の効率化向上を図る。	①行政機能／消防／防災教育等	町単費
公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境対策	防災拠点（避難所・避難場所）における公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備	④情報・通信	総務省
避難所における生活用水の確保	避難所の断水時における生活用水（屋外シャワー）を供給できるシステムの構築	⑧環境・上下水道	総務省

■総務部

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
庁舎整備	岬町本庁舎の整備について、建替え又は改修の検討を行う。	①行政機能／消防／防災教育等	

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
集会所改修費	集会所のうち、耐震基準を満たしていないものがあれば改修工事の検討を行う。	①行政機能／消防／防災教育等	
災害時の町民への広報対策	地震や台風等の災害発生時に緊急情報を発信するため、ホームページやSNS等の情報伝達手段の充実を図る。	④情報・通信	町単費

■しあわせ創造部

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
社会福祉施設の避難体制の確保	危機管理担当課を中心として、介護サービス事業者等に対して、災害対策マニュアルの整備や避難訓練の実施を促す。	①行政機能／消防／防災教育等	
保健センター耐震補強事業	岬町立保健センターの耐震補強工事を行い、大規模災害に備え、災害時の町の医療拠点として安全な機能整備の対策を講じる。	③保健・医療・福祉	国土交通省
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備などの整備の対策を講じる。	③保健・医療・福祉	厚生労働省
福祉避難所の確保	施設の現状を維持するとともに、福祉避難所の開設時の体制について、危機管理担当課と緊密に連携し、避難者の受け入れ体制の確保を図る。	③保健・医療・福祉	

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
ごみ処理施設等改修事業	ごみ処理施設等の耐震診断を実施し、耐震基準を満たしていなければ改修工事を行い、大規模災害に備え、安全・安心な機能整備の対策を講じる。	⑧環境・上下水道	環境省

■都市整備部

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
社会資本整備総合交付金のうち地域住宅計画に基づく事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	岬町耐震改修促進計画に基づき、耐震化等を総合的・計画的に推進する。	②住宅・都市	国土交通省
社会資本整備総合交付金のうち地域住宅計画に基づく事業 (住宅地区改良事業等)	岬町空家等対策計画に基づき、総合的に空家等の対策を推進する。	②住宅・都市	国土交通省
社会資本整備総合交付金のうち地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅整備事業等)	町営住宅の長寿命化を推進する。	②住宅・都市	国土交通省
社会資本整備総合交付金のうち地域住宅計画に基づく事業 (公的賃貸住宅家賃低廉化事業)	地域住宅計画に基づき、緑ヶ丘住宅の建替え事業に関する家賃低廉化事業を推進する。	②住宅・都市	国土交通省
空き家対策総合支援事業	岬町空家等対策計画に基づき、総合的に空家等の対策を推進する。	②住宅・都市	国土交通省
道路橋定期点検 (道路メンテナンス事業補助)	橋梁の長寿命化を図るため橋梁定期点検を実施する。	⑥交通・物流	国土交通省
橋梁長寿命化対策工事 (道路メンテナンス事業補助)	道路橋定期点検で対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図る。	⑥交通・物流	国土交通省

事業名	個別事業内容	具体的な取組み の該当箇所	備考
道路改良工事 (社会資本総合整備交付金)	町道西畑線の改良を図る。	⑥交通・物流	国土交通省
道路改良工事 (社会資本整備総合交付金)	町道美化センター連絡線の改良を図る。	⑥交通・物流	国土交通省
道路新設工事 (社会資本整備総合交付金)	町道池谷向出連絡線の新設を図る。	⑥交通・物流	国土交通省

■教育委員会

事業名	個別事業内容	具体的な取組みの該当箇所	備考
小中学校の大規模改修及び長寿命化対策	老朽化の進む、町立小中学校の改修・長寿命化を計画的に進める。	①行政機能／消防／防災教育等	文部科学省
社会体育施設耐震工事	岬町町民体育館利用者の安全を確保する為、施設の耐震工事を実施する。	①行政機能／消防／防災教育等	
社会体育施設耐震工事	岬町運動広場体育館利用者の安全を確保する為、施設の耐震工事を実施する。	①行政機能／消防／防災教育等	
青少年施設耐震工事	岬町青少年センター利用者の安全を確保する為、施設の耐震工事を実施する。(青少年センター改修工事)	①行政機能／消防／防災教育等	国土交通省
文化センター施設耐震工事	岬町文化センター利用者の安全を確保する為、施設の耐震工事を実施する。	①行政機能／消防／防災教育等	国土交通省
体育館への空調機器設置	災害時に避難所として開設される小中学校の体育館に空調機器を設置することにより、避難所の生活環境や避難者の健康状態を良好に保つ。	⑧環境・上下水道	経済産業省